

市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金商法38条において「勧誘受諾意思確認義務」(※1) 並びに「再勧誘の禁止」(※2) が法令により義務付けられています。

※ 本取引の勧誘に関して行われた行為が、上記に該当しないことを改めてご確認ください。
- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

※ お申込みに際しては、仕組み・リスク等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関する（ご質問・ご相談）や苦情等につきましては、弊社の
 【 お問い合わせ窓口 0120-160-757 】までお申し出ください。
- お取引についてのトラブル等は、以下のADR(※3)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
 (FINMAC)
 (受付電話番号) 0120-64-5005

(※1) 勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思を確認すること。

(※2) 勧誘を受けた顧客が契約の締結をしない旨の意思を表示したにも拘らず、当該勧誘を継続すること。

(※3) ADRとは、「裁判外紛争解決制度」のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

手数料など諸費用等について

- 個人情報の開示請求に係る手数料
 保有個人データの開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、1通あたりに対し1,100円（税込）の手数料を原則として徴収させていただきます。手数料は当社MRFまたは預り残高からの引落し、若しくは振込何れかの方法とさせていただきます。